○自転車運転者講習に関する事務処理要領の制定について

(平成27年5月29日例規第27号)

この度、自転車運転者講習制度に係る事務について、別添のとおり、「自転車運転者 講習に関する事務処理要領」を定め、平成27年6月1日から運用することとしたため、 誤りのないようにされたい。

記

自転車運転者講習に関する事務処理要領

第1 目的

この要領は、自転車運転者講習(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 2 第 1 項第 16 号に掲げる講習をいう。以下「講習」という。)の登録等に関する事務処理要領を定め、その事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- 1 受講命令 法第108条の3の5第2項の規定による命令をいう。
- 2 危険行為 法第108条の3の5第2項に規定する自転車危険行為をいう。
- 3 自転車違反報告書 自転車運転者による違反行為に係る交通切符その他の報告書類 をいう。
- 4 調査書類 自転車違反報告書(以下「違反報告書」という。)、自転車危険行為登録票(様式第1号。以下「危険行為登録票」という。) その他受講命令手続に関する書類をいう。
- 5 被命令者 受講命令を受ける者をいう。
- 6 危険行為登録 危険行為登録票に係る違反行為を自転車運転者講習管理プログラム (以下「管理プログラム」という。) に登録することをいう。
- 7 命令した旨の通知 講習の受講命令を決定した都道府県公安委員会(以下「命令公 安委員会」という。)から被命令者の住所地を管轄する都道府県公安委員会(以下 「住所地公安委員会」という。)に対して行う命令を決定した旨の通知をいう。
- 8 命令執行依頼 命令時における被命令者の住所地が命令公安委員会の管轄する区域 内にない場合において、命令公安委員会が、その者に対する自転車運転者講習受講命 令書(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)別記様式第22の11の4。 以下「受講命令書」という。)の交付を住所地公安委員会に依頼して行うことをいう。
- 9 署等 署、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び交通事件を所管する所属をいう。
- 10 署長等 署等の長をいう。
- 第3 危険行為登録審査官等
- 1 危険行為登録審査官

- (1) 県本部交通企画課(以下「交通企画課」という。)に自転車危険行為登録審査 官(以下「危険行為登録審査官」という。)を置き、交通企画課に所属する警部補 以上の階級にある警察官をもって充てるものとする。
- (2) 危険行為登録審査官は、危険行為登録票の点検、署等における危険行為登録票に係る事務に関する指導教養等を行うものとする。

2 危険行為登録票審查責任者

- (1) 署等に自転車危険行為登録票審査責任者(以下「危険行為登録票審査責任者」 という。)を置く。
- (2) 署長等は、自所属の警部以上の階級にある警察官(署にあっては、交通官若しくは地域交通官又は交通(第一)課長)の中から危険行為登録票審査責任者を指定するものとする。
- (3) 危険行為登録票審査責任者は、危険行為登録票の記載内容等の審査を行うものとする。

3 危険行為登録票作成責任者

- (1) 署等に自転車危険行為登録票作成責任者(以下「危険行為登録票作成責任者」 という。)を置く。
- (2) 署長等は、自所属の警察官(署にあっては、交通(第一)課に所属する警察官)の中から危険行為登録票作成責任者を指定するものとする。
- (3) 危険行為登録票作成責任者は、違反報告書の受理、危険行為登録票の作成及び 自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧(様式第2号。以下「審査状況一覧」と いう。)の作成を行うものとする。

第4 自転車運転者の違反行為の報告

職員は、自転車運転者の違反行為を検挙したときは、速やかに違反報告書を作成して署長等に報告するものとする。ただし、当該違反行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査に相当の時間を要するものであるときは、まずは違反行為の事実について連報するものとする。

第5 危険行為登録票の作成等

- 1 危険行為登録票作成責任者は、違反報告書に係る事案のうち、次に掲げる事案以外 の事案について危険行為登録票を作成するものとする。
 - (1) 送致不相当と認めた事案
 - (2) 明らかに危険行為が認められない事案(交通切符に係る事案については、罪名が危険行為ではないもの)
- 2 危険行為登録票作成責任者は、違反報告書の受理状況等について審査状況一覧に記載するものとする。
- 3 危険行為登録票審査責任者は、危険行為登録票の記載内容等の審査を行い、結果を 審査状況一覧に記載するものとする。この場合において、危険行為登録票の記載内容

等に誤りがあるなどその取扱いが不適正である場合には、審査状況一覧の審査結果欄にその旨を明記するものとする。

第6 危険行為登録票の送付

- 1 署長等は、危険行為登録票を県本部交通企画課長(以下「交通企画課長」という。) に送付するものとする。
- 2 危険行為登録票の送付に当たっては、当該危険行為登録票に係る事案の事実の証明 に必要な調査書類を添付するものとする。ただし、危険行為登録票の送付期限までに 調査書類を作成することができないときは、調査書類の作成後速やかに送付するもの とする。
- 3 交通事故の相被疑事件については、必ず両当事者の違反に係る交通切符その他の報告書類を一括して送付するものとする。
- 4 署長等は、送付した危険行為登録票について、登録内容の変更又は登録を不適当と する事情が生じたときは、自転車違反報告書内容変更連絡書(様式第3号)により速 やかに交通企画課長に報告するものとする。
- 5 危険行為登録票の送付に関する事務(違反報告書の受理を含む。)は、危険行為登録票審査責任者に専決させることができる。

第7 危険行為登録票の送付期限

危険行為登録票の送付期限は、原則として次に掲げる違反に応じてそれぞれに定める期間とする。

- (1) 交通切符に係る違反 危険行為を検挙したときから2週間以内
- (2) 人身事故等に係る違反(ひき逃げ等で危険行為を行った者が判明しない場合、被疑者の否認及び目撃者の不在により交通事故の事実認定に時間を要している場合等の特殊なものは除く。) 危険行為を認知したときから30日以内

第8 危険行為登録票の作成状況等の確認

署長等は、審査状況一覧及び事件の送致記録によって、危険行為登録票に係る事務 が適正に行われているかどうかについて指導・監督し、違反行為の報告のあった事案 について不適正な処理が行われることがないように配意するものとする。

第9 危険行為登録

1 登録審查

- (1) 危険行為登録審査官は、第6の規定により送付された危険行為登録票に係る違 反行為が危険行為登録の対象になるか否かを審査し、当該違反行為が危険行為登録 の対象となるものであるときは、当該違反行為の事実認定が適正に行われており、 かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査するものとする。
- (2) 前記(1)の規定による審査の結果、危険行為登録票に誤りがなく、事実の証明が 十分であると認めるときは、危険行為登録を行って警察庁に当該危険行為登録票に 係るデータを送信するものとする。ただし、違反事実の不存在又は事実誤認がある

と認める事案並びに交通事故に関して危険行為をした者の不注意の程度が極めて軽 微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情においてその者に結果予見及び結 果回避を期待することができない又は結果予見及び結果回避が困難であったと認め られる事案(以下「事実不存在等事案」という。)については、危険行為登録を行 わないものとする。

- (3) 危険行為登録審査官は、危険行為登録に係る事務の取扱状況を毎月自転車危険 行為登録報告(様式第4号)によって交通企画課長に報告するものとする。
- (4) 危険行為登録に係る事務(事実不存在等事案である場合を除く。)は、危険行 為登録審査官に専決させることができる。

2 登録削除

危険行為登録審査官は、危険行為登録を行った事案について、事後に事実不存在等 事案であることが判明したときは、当該事案を危険行為登録から削除するものとする。

3 危険行為登録の迅速処理

前記 1(1)の規定による審査は、危険行為登録票の受理後直ちに行うものとする。 なお、調査書類の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認める事案であっても、 明らかに事実不存在等事案である場合を除き、危険行為登録を行い、当該事案につい て受講命令がされるまでの間において補充調査を行うものとする。

4 危険行為登録結果の確認

危険行為登録審査官は、警察庁から送付された危険行為登録に関するデータを確認 し、登録に誤りがないかを確認するものとする。

第10 受講命令

1 弁明の機会の付与

交通企画課長は、危険行為を反復してした者について、受講命令をする必要があると認められる場合には、当該受講命令に係る危険行為に関する調査書類を確認した上で、行政手続法(平成5年法律第88号)及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)の規定に基づき、当該者に弁明の機会を付与するものとする。

2 出頭通知の方法

交通企画課長は、前記1の弁明の結果を踏まえ、講習の受講を命ずる場合は、自転車運転者講習のお知らせ(出頭通知)(自転車運転者講習の実施に関する規程(平成27年県公委規程第3号。以下「規程」という。)様式第1号)により通知すること。なお、出頭日を指定するに当たっては、受講命令書の交付及び講習の実施を同日に行うことができるので、講習の日程等を考慮した上で、出頭日を指定すること。

3 受講命令書を交付する際の留意事項

- (1) 受講命令書の交付に当たっては、受講命令書の記載内容及び交付を受ける者が 被命令者本人であるかを確認し、被命令者に対して、あらかじめ口頭で命令の理由 を明確に告知するものとする。
- (2) 口頭による告知の際に、告知を受けた者から命令の理由について誤りがある旨 の申立てがあったときは、次により措置するものとする。
 - ア 申立てが過去の危険行為について、その不存在を理由とするものである場合 架空の事実について危険行為登録がなされていることはあり得ない旨を説明 し、申立ての内容に真実性がある場合には、人的同一性の有無を再調査した後に 受講命令書を交付するものとする。
 - イ 申立てが過去の危険行為の発生年月日又は違反名の誤りに関するものである場合

当該告知を受けた者において危険行為の年月日、違反名等について具体的内容の陳述があり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、一時、受講命令書の交付を見合わせ、調査書類によって事実を再確認した後、受講命令書を交付するものとする。

ウ 申立てが過去の危険行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とするものである場合

当該申立ての内容に相当の理由があり、危険行為登録の内容に事実誤認のお それが認められる場合に限り、一時、受講命令書の交付を見合わせ、改めて事案 内容を審査するものとする。

- (3) 被命令者の代理人に対する受講命令書の交付は、後日紛議を生ずるおそれがあるので原則として行わない。ただし、病気、出張等で他に方法がなくやむを得ずこれによる場合は、被命令者との関係及び被命令者から交付についての委任を受けた者であることを明らかにした書面を提出させた上、受講命令書の交付を行い、報告書を作成して受講命令の交付状況を明らかにしておくこと。
- (4) 受講命令書を交付する際には、自転車運転者講習受講命令書受領書(規程様式第2号。以下「受領書」という。)を被命令者から徴するほか、被命令者との受講日の日程調整をその場で行い、受講命令書に具体的な受講日を記載させるなどして、被命令者に講習を受講する必要性を確実に認識させること。この場合において、受領書を徴することができなかったときは、報告書を作成するなどして受講命令書の交付状況を明らかにしておくこと。
- (5) 被命令者が、他の都道府県公安委員会が実施する講習の受講を特に希望する場合は、被命令者自らの責任において当該都道府県公安委員会に連絡するよう教示すること。
- 4 受講命令書を交付できない場合の措置

被命令者の所在が不明である場合、被命令者が拘禁刑を受けている場合等受講命令 書を交付することができない場合は、受講命令書を交通企画課において保管するもの とする。

5 都道府県警察との協力

- (1) 交通企画課長は、受講命令に当たり、当該受講命令の理由となる危険行為が他の都道府県警察の管轄区域でされたものである場合は、自転車関係書類送付依頼書(様式第5号)により当該危険行為の事実の証明に必要な書類の送付を当該都道府県警察に依頼するものとする。
- (2) 交通企画課長は、他の都道府県警察から調査書類の送付を依頼されたときは、自転車関係書類送付票(様式第6号)により調査書類を送付するものとする。
- 6 受講命令ができない場合

危険行為を反復してした者が、今後、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれがないと認められるときは、講習の受講を命ずることができない。

7 関係事務の集中処理

受講命令書の交付に関する事務は、原則として交通企画課において処理するものとする。

第11 受講機会の確保

受講命令違反には刑事罰が科されることとなるため、講習の日時及び場所の設定に 当たっては、受講機会が十分に確保されるよう努めることとする。また、講習の実施 に当たっては、次の点に留意し、被命令者と日程調整を行うこととする。

- (1) 講習の実施場所については、被命令者が受講しやすい運転免許センター、署その他警察施設を選定すること。
- (2) 講習の日時については、週に1~2日程度の時間を提示して被命令者に選択させるとともに、学生等平日に受講することが困難である場合は、平日以外の日時を提示して受講を促すこと。

第12 命令した旨の通知及び命令執行依頼

1 命令した旨の通知

交通企画課長は、被命令者が他の都道府県公安委員会の管轄する区域内に住所を有する場合は、当該住所地公安委員会に対して自転車命令通知書(規程様式第3号。以下「通知書」という。)により命令した旨の通知を行うものとし、被命令者が公安委員会が実施する講習の受講を希望している場合を除き、命令執行依頼をするものとする。

2 命令執行依頼

(1) 命令執行依頼をする場合の措置

交通企画課長は、通知書を送付する際に併せて命令執行依頼をするときは、被命令者に交付する受講命令書を添付するとともに、必要に応じて調査書類の写し等を添付するものとする。

(2) 命令執行依頼を受けた場合の措置

交通企画課長は、他の都道府県公安委員会から命令執行依頼を受けたときは、第10に定められた方法により受講命令書の交付を行い、自転車命令執行通知書(規程様式第4号。以下「命令執行通知書」という。)により、その旨を遅滞なく当該命令公安委員会に連絡するものとする。ただし、被命令者が住所地にいない場合等受講命令書を交付できなかった場合は、自転車命令書返送書(規程様式第5号)により受講命令書を当該命令公安委員会に返送するものとする。

第13 受講命令等に係る登録

1 受講命令登録

交通企画課長は、被命令者に対し受講命令書を交付した日等を管理プログラムに登録するものとする。ただし、命令執行依頼をした場合は、命令執行通知書を受領した日等を登録するものとする。

2 受講済登録

交通企画課長は、受講命令書の交付を受けた者に対して講習を行った場合は、講習 を実施した日等を管理プログラムに登録するものとする。

3 命令違反検挙登録

交通企画課長は、第14の3の規定により、受講命令書の交付を受けた者が受講命 令違反として検挙された場合は、検挙された日等を管理プログラムに登録するものと する。

第 14 受講命令書の交付を受けた者が受講命令に従わなかった場合の対応 省略